

お 知 ら せ

この業務委託は、「設計業務委託等技術者単価等の運用に係る特例措置」の対象になりますので、業務委託料の変更協議を行う場合は、発注課まで変更協議書を提出してください。

1. 措置の概要

記2に該当する建設コンサルタント業務等の受注者は、次の契約約款の規定に基づき業務委託料の変更協議を請求できる。

- (1) 米沢市土木設計等業務委託契約約款 第59条
- (2) 米沢市建築設計業務委託契約約款 第59号
- (3) 米沢市建築工事監理業務委託契約約款 第48条
- (4) 米沢市建築設計意図伝達業務委託契約約款 第44号

2. 具体的な取扱い

令和8年3月1日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、改定前の技術者単価と労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約を変更する。

※変更後の業務委託料 = $P_{\text{新}} \times k$

$P_{\text{新}}$: 新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された業務単価

k : 当初契約の落札率

※掲載ホームページ

市公式トップページ > 組織から探す > 総務部 > 契約検査課 > 建設工事及び測量コンサルタント (検査担当) > 建設工事及び測量・建設コンサル(お知らせ)

担当 : 契約検査課検査担当

電話 : 0238-22-5111 (内 2501・2502)